

2019年10月10日
株式会社 山梨中央銀行

キャッシュカードによるお引き出しにおける一部取引制限のお知らせ
(特殊詐欺被害防止対策)

株式会社山梨中央銀行(頭取 関 光良)は、電話詐欺による被害を最小限に抑え、お客さまの大切なご預金をお守りするために、キャッシュカードによるお引き出しに一部取引制限を実施させていただきますので、お知らせいたします。

昨今の金融犯罪では、ご高齢のお客さまがキャッシュカードを言葉巧みに騙し取られ、ATMで現金を引き出される事件が多発しております。こうした中、警察からの要請もあり、下記のとおり対策を実施させていただくことといたしました。

記

1. 対応開始日

2020年1月20日(月)

2. 内容

- (1) お客さまの年齢が70歳以上で、過去1年間のATM(当行・他金融機関すべて)での1日の累計出金額が30万円未満の口座は、1日あたりのATMお引出限度額を「30万円」に引き下げさせていただきます。
- (2) お客さまの年齢が70歳以上で、過去1年間のATM(当行・他金融機関すべて)での出金のご利用がない口座は、1日あたりのATMお引出限度額を「10万円」に引き下げさせていただきます。

※ キャッシュカードの種類に関わらず、上記金額に引き下げいたします。

※ 金額に関わらず、お客さまがATMお引出限度額の変更を行っている口座は、本対応の対象外といたします。

3. 対象のお客さまにおける窓口での出金等について

窓口でのご出金に制限はございません。

また、ATMお引出限度額の変更をご希望のお客さまは、キャッシュカード、ご本人さま確認資料、お届け印をご持参のうえ、平日の営業時間内に窓口へお申し付けください。

4. お客さまからのお問い合わせ先

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

フリーダイヤル 0120-201862(照会コード:9)

<受付時間> 月曜日～金曜日 9:00～17:00(ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。)

以上